

# 伊佐市農業委員会 5 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 30 日 (水) 午前 8 時 53 分から 9 時 52 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	16 番推進委員
4 番委員	14 番委員	4 番推進委員	17 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	18 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	19 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	
9 番委員		9 番推進委員	
		10 番推進委員	
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時53分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
ちょっと不幸なお知らせですがあります。4月で退任されました6番委員が、お盆に亡くなりになられましたのでご冥福をお祈りしたいと思います。  
本日、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告第1号につきまして、資料1ページ番号1番から3番になります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が3件、うち田1筆、畑3筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局

2ページをお開きください。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転分についてご説明いたします。番号1番の譲渡人は伊佐市菱刈徳辺963番地に居住するMSさん70歳です。土地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字松木田866番2外2筆で、地目は田及び畑で、地積は合計3,824㎡です。市役所菱刈庁舎より北東へ約2kmに位置し、現況は良く管理された農地です。譲受人は伊佐市菱刈徳辺953番地に居住する認定農業者のKKさん66歳で、あっせんによる所有権移転売買であり、あっせん委員としてT委員とMT委員にお願いしました。

続きまして、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」の貸借についてご説明いたします。11ページをお開きください。

期間は、3年から10年で、地積は田87,982㎡、畑30,159㎡、その他4,586㎡の、計122,727㎡です。なお、その他につきましては、7ページ番号23番、24番において、登記地目が原野となっている分で、現況が畑のため、集計上その他で計上されています。利用権を設定する者の数39名、設定を受ける者の数14名、土地の明細につきましては3ページ整理番号1番から10ページ整理番号40番のとおりです。

以上、報告を終わります。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定につい

て提案いたします。

整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 AHさんは伊佐市大口目丸400番地に居住され、自治会は下目丸で、年齢は57歳です。渡し人 AHさんは伊佐市大口目丸400番地に居住され、自治会は下目丸で、年齢は84歳で、親子関係になります。

申請地は伊佐市大口目丸字出吉原270番1、地目は畑、地積は804㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は29,251㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約100mで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議 長

整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農業委員	<p>整理番号2番につきまして、去る8月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 ASさんは伊佐市大口目丸400番地に居住され、自治会は下目丸で、年齢は64歳です。渡し人 YKさんは伊佐市大口篠原1672番地に居住され、自治会は松ノ口で、年齢は87歳で、親子関係になります。</p> <p>申請地は伊佐市大口篠原字池山谷1670番25、地目は田、地積は1,124㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は29,251㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号3番について、14番農業委員の報告を求めます。</p>
14番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月23日現地調査を行いましたので、14番が報告をいたします。</p> <p>申請人 HHさんは伊佐市菱刈荒田3176番地1に居住され、自治会は青木元で、年齢は69歳です。渡し人 KKさんは伊佐市菱刈荒田</p>

3372番地に居住され、自治会は島内で、年齢は79歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字中水流797番4、地目は田、地積は2,598㎡と、伊佐市菱刈荒田字上キロ1605番3、地目は田、地積は504㎡、合計3,102㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は17,383㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km位で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月28日現地調査を行いましたので、8番が報告をいたします。

申請人 HHさんは伊佐市大口下殿387番地に居住され、自治会は萩谷で、年齢は61歳です。渡し人 HTさんは伊佐市大口下殿384番地に居住され、自治会は萩谷で、年齢は75歳です。

申請地は伊佐市大口下殿字岩瀬戸434番2、地目は田、地積は609㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は8,316㎡で、取得可能面積であります。農業従

事者は1名で、通作距離は自宅より300m位で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、耕作証明書等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農 業 委 員 整理番号5番につきまして、去る8月25日現地調査を行いましたので、  
11番が報告をいたします。

申請人 TOさんは伊佐市菱刈徳辺2426番地1に居住され、自治会は千鳥で、年齢は59歳です。渡し人 SMさんは伊佐市菱刈徳辺181番地2に居住され、自治会は徳辺上で、年齢は60歳です。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字堂田2425番2、地目は畑、地積は178㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,710㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は50mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書が添付されております。委員の皆様方

のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る8月22日現地調査を行いましたので、3番が報告をいたします。

申請人 SSさんは伊佐市菱刈南浦2923番地に居住され、自治会は瓜之峰で、年齢は67歳です。渡し人 SKさんは伊佐市菱刈南浦3470番地9に居住され、自治会は本城麓で、年齢は82歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字場ノ木2924番1外2筆で、地目は田、地積は3筆合計7,706㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は16,757㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2km位で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。  
整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月25日、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員3名で、共同調査を行いましたので10番農業委員が報告をいたします。

申請者は伊佐市菱刈川北2419番地に居住されているNTさんです。

申請地は伊佐市菱刈川北字久保山1829番2で、地目は田、地積は424㎡です。現況は良く管理された田で稲作が行われています。所在地は湯之尾小学校から北東へ約800mに位置しており、東側は道路を挟んで住宅、北側、及び西側、南側はよく整備された一面の田で、稲作が行われています。

編入目的は、農地として有効に利用し中山間地域等直接支払交付金事業に取り組むため、農用地に編入するものです。

添付書類として、伊佐市長より農用地利用計画変更に係る意見について(依頼)、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、農用地利用計画変更現地写真、地図が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地を農用地への編入は問題ないと判断いたしました。委員の皆様方のご

審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番について、去る8月25日、3番農業委員、14番推進委員、私2番農業委員3名で、T行政書士、申請人のOさん立会いのもと、共同調査を行いましたので2番農業委員が報告をいたします。

申請者は伊佐市菱刈荒田2310番地に居住されているOKさんで、生産牛30頭、子牛20頭で畜産経営をされています。

申請地は伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2024番1で、地目は田、地積は1,944㎡です。約14、5年前に牛舎を建てたわけですが、建てた場所の地形が悪いということで、隣接地である自分の田んぼに牛舎を建てたいとの申請であります。所在地は本城小学校から針持方面に約2km位の県道沿いに位置しており、北側は山林、南側、東側は県道、西側は山林であります。

堆肥、尿については、約30cm敷きしめた鋸屑等に混ぜ、発酵菌で発酵する鋸屑式です。また、隣接地には人家もなく、自分の農地でもあり問題はないと思われます。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、委任状、全部事項証明書、牛舎建設の配置図、航空写真、位置図が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の用途区分変更は問題ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審

議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番については、関連がありますので一括で5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番の KKさんと、整理番号4番の KAさんは親子関係であり、場所も一緒でありますので一括で報告いたします。

去る8月25日、15番農業委員、13番推進委員、私5番農業委員3名で、KAさん立会いのもと、共同調査を行いましたので2番農業委員が報告をいたします。

整理番号3番の申請者は伊佐市大口里2630番地に居住されているKKさんです。

申請地は伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番47で、地目は畑、地積は446㎡のうち90.87㎡、同じく字下湾洲144番49で、地目は畑、地積は738㎡のうち151.75㎡、同じく字下湾洲144番54で、地目は畑、地積は6,770㎡のうち35.93㎡です。

整理番号4番の申請者は伊佐市大口里2630番地に居住されているKAさんです。

申請地は伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番17で、地目は畑で現況は通路、雑種地になっています。地積は2,453㎡です。

所在地は大口高校から北東へ900m位に位置しており、高台になっておりますが、周囲は殆んどKさんの土地で、北側は畜舎、南側は畑、

東側は畑、西側は畜舎で、用途区分変更で周囲に与える影響はないと思われます。用途区分変更の目的は、堆肥舎の建設と農業用資材置き場の申請であります。

添付書類として、申請書、外法定添付書類一式が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の用途区分変更は問題ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番、4番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番、4番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号5番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号5番について、去る8月25日、3番農業委員、10番推進委員、私14番農業委員3名で、申請人の代理人TRさん立会いのもと、共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。

申請者は伊佐市菱刈南浦2000番地97に居住されているKKさんで、年齢は72歳で、自治会は楠原上です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字日ノ丸1999番2で、地目は畑、地積は5,871㎡です。現況は4段の段々畑で、その一部に柿が植栽されており、また、一部が小菜園、残りは草を払ってある雑草地であります。

申請目的は、太陽光発電施設にするため除外申請するもので、所在地は本城小学校より南に2km位に位置しており、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、字図、全部事項証明書、

その他必要書類は全て揃っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の農振除外は問題ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議 長 14番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数5件について、意見決定5件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について。整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月25日、申請人の代理人 行政書士 Tさん立会いのもと、8番農業委員、2番推進委員、私4番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので4番農業委員が報告をいたします。

譲受人は佐賀県佐賀市御本町8番31号に本店を置かれる 株式会社Mであります。譲渡人は伊佐市大口田代1191番地16に居住されている THさん85歳で、自治会は馬渡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電で、設置枚数288枚、発電量47。

2kwです。

申請地は伊佐市大口田代字松葉江1番36で、地目は畑、地積は2,045㎡であります。所在地はマルイファームから南へ約300mに位置しており、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は畑及び山林、であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る8月25日、申請人の代理人 Tさん立会いのもと、14番農業委員、10番推進委員、私3番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので3番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口大田277番地の合同会社 H企画 代表社員 UMさんであります。譲渡人は伊佐市菱刈南浦1989番地に居住されている IKさん83歳で、自治会は楠原上であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字日ノ丸1989番5で、地目は畑、地積は

5, 181㎡であります。所在地は広域農道沿いのTさん宅から東へ約300mに位置しており、周囲は全て畑であり、周辺に与える影響はないものと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル枚数324枚、パネル総設置面積5,181㎡、パネル設置容量80.64kwを予定しています。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、会社の登記事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、汚廃水処理確約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る8月25日、T行政書士立会いのもと、1番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので7番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口小木原1057番地2に居住されているKSさん69歳で、自治会は小木原中であります。譲渡人は伊佐市大口小木原1057番地3に居住されているHTさん92歳で、自治会は停車場であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地とな

っており、転用目的は倉庫及び駐車場として利用となっておりますが既に倉庫は建っております。

申請地は伊佐市大口小木原字五反田1051番3で、地目は畑、地積は233㎡であります。所在地は旧なりさわストアーから西へ約60mに位置しており、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は地図上では田であります。現況は畑で、周辺に与える影響はないものと思われま。農地法の認識がなく20年ほど前に19.44㎡の倉庫を建ててしまったということで始末書が出されております。倉庫以外の農地は石が踏み固められた駐車場となっております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る8月25日、申請人のSさんの代理人 行政書士 Tさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので1番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口小木原899番地 株式会社 Tであります。譲渡人は北九州市小倉北区吉野町13番1-1405号に居住されているSKさんです。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第1種農地農用地区域外となっており、転用目的は資材置き場となっております。

申請地は伊佐市大口小木原字津木ノ内917番1で、地目は畑、地積は538㎡であります。所在地は山野鉄道記念公園より西側へ約300mに位置しており、南側と東側は田、北側と西側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、地籍図、事業計画書、預金通帳残高の写し、履歴移行全部証明書、株式会社Tの定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る8月25日、申請人の代理人 行政書士のEさん立会いのもと、13番農業委員、11番推進委員、私9番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので9番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良郡湧水町中津川567番地にある 株式会社 DZ 代表取締役 TYさんであります。譲渡人は伊佐市大口下殿476番地33に居住されている HMさん82歳で、自治会は須原であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は伊佐市大口下殿字須和野476番32で、地目は畑、地積は1,500㎡であります。所在地は総会資料の27ページで、申請地の東側は畑、西側も畑、南側は山林、北側は雑種地(太陽光発電施設)であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書及び必要書類は全て揃っておりますが、事業計画書の中にパネル枚数が2,800枚と書いてあります。実際は280枚と計画はなっておりますので訂正をお願いします。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る8月25日、申請人の代理人 行政書士の THさん立会いのもと、9番農業委員、11番推進委員、私 13番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので13番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口下殿716番地203に居住されている UKさ

ん46歳で、自治会は湯ノ谷であります。譲渡人は枕崎市宮前町112番地に居住されている IKさん85歳で、自治会は高津原であります。

本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は山林であります。

申請地は伊佐市大口下殿字高津原989番3で、地目は畑、地積は456㎡であります。所在地は伊藤商会から西へ約800mに位置しており、南側と東側は田、北側と西側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、土地の全部事項証明書、地籍図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、残高証明書が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしく願い  
いたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る8月25日、申請人 N建設工業 NZさん立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので11番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市菱刈前目2528番地 N建設工業 有限会社代表取締役 NZさんであります。譲渡人は東京都青梅市日向和田一丁目12

番地の2に居住されている HKさんであります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第1種農地となっており、転用目的は資材置場であります。

申請地は伊佐市菱刈前目字沖田2617番1で、地目は畑、地積は693㎡であります。所在地は菱刈中学校より北東約500mに位置しており、南側は畑、東側は道路、北側は道路、西側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書、会社の定款が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数7件については、7件が処分決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をします。  
去る4日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。

25日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第5回農業委員会の総会です。

9月の行事予定ですが、6日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市  
であります。25日が現地調査です。28日が第6回の農業委員会の総  
会です。

月例報告は以上です。

議 長 外にないでしょうか。

(全員なし)

事 務 局 これで、平成29年度 第6回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時52分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長

伊佐市農業委員 ..... 8 番

伊佐市農業委員 ..... 9 番